

札幌市家庭的保育事業等認可要綱（平成 27 年 3 月 30 日子ども未来局長決裁）

最近改正 平成 27 年 10 月 19 日

（目的）

第1条 この要綱は、市長が行う児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可並びに同条第 7 項の規定に基づく廃止及び休止の承認について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業等　家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。
- (2) 家庭的保育事業者等　家庭的保育事業等を行う者をいう。
- (3) 家庭的保育事業所等　次に掲げる場所又は事業所をいう。
 - ア　家庭的保育事業を行う場所として市長が適当と認める場所をいう。
 - イ　小規模保育事業を行う事業所
 - ウ　居宅訪問型保育事業を行う事業所
 - エ　事業所内保育事業を行う事業所
- (4) 家庭的保育事業　法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (5) 小規模保育事業　法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業A型　保育に従事する者全員が保育士である小規模保育事業をいう。
- (7) 小規模保育事業B型　保育に従事する者のうち 3 分の 2 以上の者が保育士である小規模保育事業（小規模保育事業A型を除く。）をいう。
- (8) 小規模保育事業C型　保育に従事する者のうち 2 分の 1 以上の者が保育士である小規模保育事業（小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型を除く。）をいう。
- (9) 居宅訪問型保育事業　法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (10) 事業所内保育事業　法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (11) 保育所型事業所内保育事業　利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業をいう。

- (12) 小規模型事業所内保育事業 利用定員が 19 人以下の事業所内保育事業をいう。
- (13) 保育所 法第 35 条第 4 項の規定による市長の認可を受けて設置される保育所をいう。
- (14) 児童福祉施設 法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。
- (15) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定受けた施設、同法第 17 条第 1 項の規定による市長の認可を受けて設置される幼保連携型認定こども園をいう。
- (16) 幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。
- (17) 保育所等 保育所及び保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいう。
- (18) 認可外保育施設 法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設をいう。
- (19) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (20) 特定地域型保育事業 支援法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (21) 支援事業計画 本市が支援法第 61 条第 1 項の規定により定める市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。
- (22) 小学校就学前子ども 支援法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (23) 3 号認定子ども 支援法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもをいう。

（認可の基本方針）

第 3 条 市長は、法、札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）及びこの要綱に定める家庭的保育事業等の認可に係る基準を満たす者について法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、認可を行わないものとする。

- (1) 法第 34 条の 15 第 2 項の認可の申請に係る家庭的保育事業所等の所在地を含む行政区における特定教育・保育施設（支援事業計画に基づき整備しようとするものを含む。）及び特定地域型保育事業（事業所内保育事業における支援法第 43 条第 1 項

に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、支援事業計画に基づき整備をしようとするものを含む。) に係る利用定員の総数(当該申請に係る事業開始予定日の属する年度(以下「事業開始年度」という。)に係るものであつて、3号認定子どもの区分に係るものに限る。)が、支援事業計画において定める当該行政区における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数(事業開始年度に係るものであつて、3号認定子どもの区分に係るものに限る。)に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると市長が認める場合

- (2) 法第34条の15第2項の認可の申請が居宅訪問型保育事業について行われた場合
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、家庭的保育事業等の認可を行うことができる。
- 3 市長は、支援事業計画に基づき整備をしようとする家庭的保育事業等にあっては、法第34条の15第2項の規定に基づく認可を行う前にあらかじめその整備計画に関する承認を行うことを原則とする。
- 4 前項に規定する承認に関する手続その他の必要事項は、別に定める。

(事業者)

第4条 家庭的保育事業等を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる基準(当該事業者が社会福祉法人又は学校法人にある場合にあっては、第4号及び第5号に掲げる基準に限る。)をいずれも満たす者でなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
- (2) 当該事業者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すると市長が認めること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (4) 法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 当該事業者が暴力団員の支配を受けていないこと。
- 2 前項第1号の家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があるとは、次に掲げる要件をいずれも満たすことをいう。
- (1) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該事業者の全体の財務内容について、3年以上連續して損失を計上していないこと。

- (2) 債務超過の状態ないこと。
- (3) 家庭的保育事業等を経営する事業に要するものと市長が認める費用の 12 分の 1 に相当する額を安定性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有している（以下「安定的な形態で保有している」という。）こと。
- (4) 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業等を行う場合は、前号とは別に家庭的保育事業所等の年間賃借料に相当する額を安定的な形態で保有していること。

3 第 1 項第 3 号の実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有するとは、次の各号に掲げる家庭的保育事業等の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすことをいう。

- (1) 利用定員が 10 人以上の小規模保育事業 次のア及びイに掲げる要件をいずれも満たし、又はウに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 実務を担当する幹部職員が保育士資格を有し、保育所等において 2 年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - ウ 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
 - (2) 第 1 号に該当しない家庭的保育事業等 第 1 号ア又はウに掲げる要件を満たすこと。
- 4 前項第 1 号アのこれと同等以上の能力を有すると認められる者とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる者をいう。
- (1) 認可を受ける前日において現に存していた認可外保育施設の設置者 次のア又はイに掲げる者
 - ア 実務を担当する幹部職員が保育士資格を有し、当該認可外保育施設において 2 年以上勤務した経験を有する者であり、かつ、認可を受ける 1 年以上以前から認可を受ける前日において当該認可外保育施設の実務を担当する幹部職員として従事している者

イ 公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

(2) 第1号に該当しない者 第1号イに掲げる要件を満たす者

5 市長は、第3項第2号に掲げる事業を行おうとする者であつて、前項第1号イに規定する運営委員会を設置しない者に対し、当該運営委員会を設置するよう求めるものとする。

(事業所の位置)

第5条 家庭的保育事業所等の位置は、その事業開始年度における支援事業計画の内容を踏まえ、家庭的保育事業等を新たに行うことが必要と市長が認める行政区内外になければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、事業者に対し、次に掲げる事項を特に考慮して家庭的保育事業所等の位置を決定するよう求めるものとする。

(1) 既存の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の営業所との位置関係

(2) 用途地域が工業地域又は工業専用地域として指定された地域でないこと

3 市長は、事業者に対し、次に掲げる事項を考慮して家庭的保育事業所等の位置を決定するよう求めるものとする。

(1) 事業所を設置しようとする行政区内外において保育需要が特に高いと認められる地域

(2) 最寄りの公共交通機関（JR、地下鉄等をいう。）との位置関係その他の通所の利便性

(3) 既存の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業との位置関係

(4) 既存の風営法第2条第1項に規定する風俗営業の営業所との位置関係

(5) その他家庭的保育事業所等の位置をより適切なものとするために市長が必要と認める事項

(事業所の規模、構造等)

第6条 家庭的保育事業所等として使用する建物及び設備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に適合しているほか、その事業の区別に応じてそれぞれ別表1「設備・面積基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等を他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、保育室及び各家庭的保育事業所等に特有の設備を除き、必要に応じ当該社会福祉施設等の設備を当該家庭的保育事業所等の設備とすることができる。

2 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(職員)

第7条 職務に従事する職員は、条例に基づき配置されていなければならない。

2 保育所型事業所内保育事業の職務に従事する保育士は、前項に規定する職員のほか、保育士の休けい及び保育標準時間認定を受けた子どもの受け入れに対応するため、次に掲げる区分に応じ保育士を加配しなければならない。

- (1) 保育標準時間認定を受けた子どもを受け入れている保育所型事業所内保育事業
保育士 2名以上
- (2) 保育標準時間認定を受けた子どもを受け入れていない保育所型事業所内保育事業
保育士 1名以上

3 第1項に規定する職員のうち、保育所型事業所内保育事業の職務に従事する調理員の数は、2人以上とする。ただし、給食を提供する子どもの定員合計が40人以下の事業所においては1人以上とする。

(定員規模)

第8条 家庭的保育事業等の定員は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。

- (1) 家庭的保育事業 1人以上 5人以下
 - (2) 小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型 6人以上 19人以下
 - (3) 小規模保育事業C型 6人以上 10人以下
 - (4) 事業所内保育事業 1人以上
- 2 事業所内保育事業の定員は、事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の

監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの合計人数とする。

(対象児童)

第9条 家庭的保育事業所等が受け入れる児童については、支援法第19条第1項に規定する認定を受けた児童のうち、3号認定子どもとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第10条 家庭的保育事業等の用に供する土地又は建物について貸与を受ける場合は、次に掲げる要件のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 貸与を受ける土地及び建物について適切な賃貸借契約その他家庭的保育事業者等にその使用権を与えるための適切な契約が締結されていること。
- (2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための安定的な財源が確保されないと市長が認めること。
- (3) 前号とは別に家庭的保育事業所等の年間賃借料に相当する額を安定的な形態で保有していること。
- (4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が收支予算書に適正に計上されていること。

2 社会福祉法人が小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）の用に供する土地又は建物について貸与を受ける場合は、第1項各号に掲げる要件に加え、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

ア 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合

- (2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(連携施設)

第11条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事項に係る連携協力をを行う連携施設（条例第138条の26に規定する連携施設をいう。以下同じ。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 保育内容の支援 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 代替保育の提供 家庭的保育事業所等において利用乳幼児の保育に従事する者の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって保育を提供すること。
- (3) 卒園後の受け皿 家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業に係る利用乳幼児にあっては、条例第138条の59に規定するその他の乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 保育所型事業所内保育事業については、前項第1号及び第2号の規定を適用しない。
(食事の提供)

第12条 家庭的保育事業者等及び従業員は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第6条ただし書きの規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

(認可の手続)

第13条 法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、様式1「家庭的保育事業等認可申請書」に別表2「認可に関する書類」に掲げるものを添付し、市長へ提出しなければならない。

(認可等)

第14条 市長は、前条に基づき申請された家庭的保育事業等の認可について、審査のうえ認可する場合は様式2「家庭的保育事業等認可通知書」を、認可しない場合は様式3「家庭的保育事業等却下通知書」を申請者あて送付することにより通知するものとする。

2 社会福祉法人又は学校法人以外の者に対し家庭的保育事業等の認可を行う場合には、

次に掲げる条件を付すものとし、認可通知書に当該条件を記載するものとする。

- (1) 条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を維持するために必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細書及び別紙2の基本財産及びその他固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市長が必要と認める書類。
 - イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及び他の固定資産（有形固定資産）の明細書
- (5) 市長は、家庭的保育事業等が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該家庭的保育事業等に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該家庭的保育事業等がその命令に従わないときは、期限を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該家庭的保育事業者等がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがある。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを行うことがある。

（変更の届出）

第15条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）第36条の36第3項又は第4項の規定による家庭的保育事業等の変更の届出を行おうとする者は、様式4「家庭的保育事業等変更届書」に別表3「内容変更に関する書類」に掲げるものを添付し、

市長へ届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認するとともに、必要に応じて現地調査を実施した上で、必要があると認めるときは当該届出を行った者に助言、指導その他必要と認める措置を講じるものとする。

(廃止・休止に関する協議等)

第16条 家庭的保育事業等の廃止又は休止(原則として1年を超えない期間運営を停止することをいう。以下同じ。)については、家庭的保育事業等の公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、事業者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議するものとする。

- 2 建物等について国庫又は市の補助がなされた家庭的保育事業等を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続き)

第17条 法第34条の15第7項の規定により家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする者は、様式5「家庭的保育事業等廃止承認申請書」又は様式6「家庭的保育事業等休止承認申請書」に別表4「廃止又は休止に関する書類」に掲げるものを添付して、市長へ提出するものとする。

(廃止又は休止の要件)

第18条 市長は、前条の定めるところにより、家庭的保育事業等の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする事業を実施する地域における既存の事業の分布状況及び利用状況並びに入所を要する児童の数から、事業の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。
- (2) 現に利用している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないこと認められること。
- (3) その他当該家庭的保育事業等の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。
- 2 市長は、前条に定めるところにより、家庭的保育事業等の休止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。
- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判

断して妥当なものであると認められること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) その他当該家庭的保育事業等の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止又は休止の承認等)

第19条 市長は、前条に定めるところにより申請された家庭的保育事業等の廃止又は休止について、前条の規定による審査のうえ廃止の承認をする場合は様式7「家庭的保育事業等廃止承認通知書」、休止を承認する場合は様式8「家庭的保育事業等休止承認通知書」を、廃止を承認しない場合は様式9「家庭的保育事業等廃止不承認通知書」、休止を承認しない場合は様式10「家庭的保育事業等休止不承認通知書」を申請者あて送付することにより通知するものとする。なお、市長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。

(標準処理期間)

第20条 家庭的保育事業等の認可に関する標準処理期間は、第13条の規定による認可の申請があった日からおおむね3か月以内とする。

2 家庭的保育事業等の廃止及び休止の承認に関する標準処理期間は、第17条の規定による廃止又は休止の承認に関する申請があった日からおおむね2か月以内とする。

(その他)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援新制度担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、この要綱の決裁日（平成27年3月30日）から施行し、平成27年4月1日以降を事業開始日とする家庭的保育事業等の認可並びに廃止及び休止の承認について適用する。

(経過措置)

2 平成32年3月31日までの間にあっては、平成27年4月1日の前日において現に存していた法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は現に当該業務に関する事業を行っていた者が、平成27年4月1日以降に第3条の認可を受ける場

合においては、第 12 条の食事の提供の規定は適用しない。また、別表 1 「設備・面積基準」に定める調理設備は設置しないことができる。

3 平成 32 年 3 月 31 日までの間にあっては、小規模保育事業 C 型の定員は、第 8 条第 3 号の規定にかかわらず、6 人以上 15 人以下とすることができる。

4 平成 32 年 3 月 31 日までの間にあっては、連携施設の確保が著しく困難であって、支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合については、第 11 条第 1 号及び同条第 3 号の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 19 日から施行する。

別表1 「設備・面積基準」

1 保育室等

(1) 家庭的保育事業

| 設備等名 | 設置・面積基準 |
|----------|---|
| 保育専用の部屋 | 利用乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 面積：利用乳幼児×3.3 m ² （利用乳幼児が3人未満の場合9.9 m ² ）以上 |
| 遊戯等に適した庭 | 2歳以上児×3.3 m ² 以上 |

(2) 小規模保育事業、事業所内保育事業

| | |
|---|---|
| 乳児室 | ほふくしない2歳未満児1人につき3.3 m ² 以上 |
| ほふく室 | ほふくする2歳未満児1人につき3.3 m ² 以上 |
| 保育室 又は 遊戯室 | 2歳以上児×1.98 m ² 以上 ※ 小規模保育事業C型の場合 2歳以上児×3.3 m ² 以上 |
| 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を2階以上に設ける建物は、条例第138条の46第7号に規定する要件に適合すること。 | |
| 屋外遊戯場 | 2歳以上児×3.3 m ² 以上 |

2 その他の設置が必要な設備等

| | |
|------|--|
| 調理設備 | 定員に応じた面積を確保し、必要な設備を設置すること。 ※ 事業所内保育事業の場合、事業所を設置・管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場でも可。 |
| 便所 | 定員に見合う面積を確保し、設備（幼児用便器等）を設置すること。 ※ 車いすを使用している者が円滑に利用できる便所の設置又は利用するために必要な人的対応がとれる形態にすること。 |
| その他 | 保育所型事業所内保育事業の場合、医務室を設置すること。 |

3 設置することが望ましい設備等

| | |
|-----|---|
| 調乳室 | ・ 定員に見合う面積を確保し、乳児室及びほふく室（家庭的保育事業の場合は保育専用の部屋）に近接して配置することが望ましい。 ※ 調乳業務を調理室で行う場合には必要ない。 |
| 沐浴室 | ・ 定員に見合う面積を確保し、2歳未満児が使用可能な沐浴設備（乳児バス等）、便器を設置することが望ましい。 ・ 乳児室及びほふく室（家庭的保育事業の場合は保育専用の部屋）に近接して配置することが望ましい。 |

注 事業所に設ける遊戯等に適した庭又は屋外遊戯場（以下「屋外遊戯場等」という。）については、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）により代えることができる。

- (1) 当該事業所の敷地内の地上又は屋上に本表に定める面積を有する屋外遊戯場等を設置することが困難であると市長が特に認めること。
- (2) 屋外遊戯場等に代えようとする都市公園が本表に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該事業所からの移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。

別表2 「認可に関する書類」

| |
|---|
| 事業所の配置図・位置図 |
| 事業所の平面図 |
| 各室面積表 |
| 設備（備品）等の状況確認書 |
| 建物確認済証 |
| 建物検査済証 |
| 消防用設備等検査済証 |
| 土地・建物登記簿謄本 |
| 賃貸借契約書 |
| 運営規程 |
| 職員の定数及び現在員の状況確認書 |
| 経営責任者の履歴書 |
| 福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書 |
| 福祉の実務に当たる幹部職員の資格証 |
| 職員の履歴書 |
| 職員の資格証 |
| 預金残高証明書 |
| 財産目録（又はこれと同等のもの） |
| 決算書 |
| 収支予算書 |
| 法人の沿革、法人登記簿謄本、定款又は寄附行為（法人である場合のみ） |
| 運営委員予定者調書、委員の承諾書、委員の履歴書、委員会規約（運営委員会を設置する場合のみ） |
| 重要事項説明書 |
| 事業所のパンフレット |
| 建物の外観、事業所各室の写真 |
| その他認可の申請に必要と認められる書類 |

別表3 「内容変更に関する書類」

| |
|---|
| (1) 事業所の名称、所在地の変更の場合 当該変更について必要と認められる書類 |
| (2) 事業の種類の変更の場合 ① 最低基準調書 ② 職員の状況確認書 ③ 職員の履歴書 ④ 職員の資格証 ⑤ 事業所の平面図 ⑥ 各室面積表 ⑦ 収支予算書 ⑧ その他当該変更について必要と認められる書類 |
| (3) 事業者の法人格に変更があった場合 ① 変更後の法人登記簿謄本 ② 変更後の定款又は寄附行為 ③ その他当該変更について必要と認められる書類 |
| (4) 建物の規模構造及び使用区分（保育室等の設置位置等並びに屋外遊戯場）の変更の場合 ① 建物・土地の状況 ② 建物の変更前後の配置図・位置図、平面図 ③ 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ） ④ 各室面積表 ⑤ 建築確認通知書の写し及び検査済証 ⑥ 土地及び建物の登記簿謄本。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後送付すること。 ⑦ 当該変更について必要と認められる書類 |
| (5) 運営規程の変更の場合 ① 変更前後の運営規程 ② その他当該変更について必要と認められる書類 |
| (6) 福祉の実務に当たる幹部職員（以下「所長」という。）の変更の場合 ① 変更後の所長の履歴書 ② 変更後の所長の資格証 ③ その他当該変更について必要と認められる書類 |

備考

- 1 変更の届を行う者が、社会福祉法人又は学校法人その他当該変更について理事会の開催等の手続きが必要である法人等の場合は、変更することについて議決した議事録の写しを添付すること。
- 2 (1)、(2)の変更の場合は、変更のあった日から起算して1月以内に届け出ること。
- 3 (3)、(4)、(5)、(6)の変更の場合は、あらかじめ届け出ること。

別表4 「廃止又は休止に関する書類」

- ・廃止又は休止を決定した議事録の写し
- ・現に保育を受けている児童に対する措置の具体的方法が記された書類
- ・財産処分の具体的方法が記された書類

別紙 1

借入金明細書(短期運営資金借入金を除く)

別紙2

基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区分